ロ　その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第五条第二項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等（同法第二条第三項に規定する特定研究開発等をいう。）の成果に係るもの（当該認定計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

十三　特許法施行令第十条第二号ヘに掲げる者に該当する者（組合等に限る。）　前号ロに掲げる書面

十四　特許法施行令第十条第三号イに掲げる者に該当する者　当該者に該当することを証する書面

十五　特許法施行令第十条第三号ロに掲げる者に該当する者　当該者に該当することを証する書面

十六　特許法施行令第十条第三号ハに掲げる者に該当する者　その特許出願又は特許権が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面

十七　特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者　その特許出願又は特許権が特許法施行令別表に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業の実施に係るものであることを証する書面

十八　特許法施行令第十条第三号ヘに掲げる者に該当する者　当該者に該当することを証する書面

十九　特許法施行令第十条第三号トに掲げる者に該当する者　次に掲げる書面

イ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人であることを証する書面

ロ　試験研究に関する業務を行うものであることを証する書面

二十　特許法施行令第十条第四号イに掲げる者に該当する者　常時使用する従業員の数を証する書面

二十一　特許法施行令第十条第四号ロに掲げる者に該当する者

イ　前号に掲げる書面

ロ　第一号ロに掲げる書面

二十二　特許法施行令第十条第五号イに掲げる者に該当する者　その事業を開始した日以後十年を経過していないことを証する書面

二十三　特許法施行令第十条第五号ロに掲げる者に該当する者

イ　定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（外国法人にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの）のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する書面（資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面）